

平成 2 1 年 第 4 回 御代田町 議会 定例会 議事 日程 (第 4 号)

平成 2 1 年 1 2 月 1 4 日

議案、請願・陳情に対する審査報告、表決

- | | | |
|---------|-------------|---|
| 日程第 1 | 議案第 1 0 5 号 | 御代田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案について |
| 日程第 2 | 議案第 1 0 6 号 | 平成 2 1 年度御代田町一般会計補正予算案について |
| 日程第 3 | 議案第 1 0 7 号 | 平成 2 1 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案について |
| 日程第 4 | 議案第 1 0 8 号 | 平成 2 1 年度御代田町老人保健医療特別会計補正予算案について |
| 日程第 5 | 議案第 1 0 9 号 | 平成 2 1 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案について |
| 日程第 6 | 議案第 1 1 0 号 | 平成 2 1 年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案について |
| 日程第 7 | 議案第 1 1 1 号 | 平成 2 1 年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計補正予算案について |
| 日程第 8 | 議案第 1 1 2 号 | 平成 2 1 年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案について |
| 日程第 9 | 請願第 1 号 | 「所得税法第 5 6 条の廃止を求める意見書」採択を求める請願 |
| 日程第 1 0 | 請願第 2 号 | E P A ・ F T A 推進路線の見直しを求め、日米 F T A の推進に反対する請願 |
| 日程第 1 1 | 請願第 3 号 | 3 0 人学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書提出に関する請願 |
| 日程第 1 2 | 請願第 4 号 | 長野県独自の 3 0 人規模学級の中学校全学年への早期拡大と複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書提出に関する請願 |

- 日程第 1 3 陳情第 1 号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める陳情
- 日程第 1 4 陳情第 2 号 国土交通省告示第 1 5 号に関する陳情
- 日程第 1 5 陳情第 3 号 法人市町村民税における標準税率採用に関する陳情
議案上程
- 日程第 1 6 意見案第 1 号 所得税法第 5 6 条の廃止を求める意見書案について
- 日程第 1 7 意見案第 2 号 E P A ・ F T A 推進路線からの見直しを求める意見書案に
ついて
- 日程第 1 8 意見案第 3 号 3 0 人学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書案に
ついて
- 日程第 1 9 意見案第 4 号 長野県独自の 3 0 人規模学級の中学校全学年への早期拡大
と県独自に教職員配置増を求める意見書案について
- 日程第 2 0 意見案第 5 号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書案について
- 日程第 2 1 意見案第 6 号 電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意
見書案について

平成 2 1 年 第 4 回 定 例 会 会 議 録

招 集 年 月 日	平成 2 1 年 1 2 月 4 日		
招 集 の 場 所	御 代 田 町 議 事 堂		
開 閉 会 日 時	開 会	平成 2 1 年 1 2 月 4 日	午前 1 0 時 0 0 分
	閉 会	平成 2 1 年 1 2 月 1 4 日	午前 1 1 時 2 3 分

第 4 日 目

開 議 ・ 散 会 の 日 時	開 議	平成 2 1 年 1 2 月 1 4 日	午前 1 0 時 0 0 分
	散 会	平成 2 1 年 1 2 月 1 4 日	午前 1 1 時 2 3 分

出 席 及 び 欠 席 議 員 の 氏 名 、 席 次

議 席	氏 名	出 欠 席	議 席	氏 名	出 欠 席
1	野 元 三 夫	出 席	8	古 越 弘	出 席
2	小 井 土 哲 雄	出 席	9	武 井 武	出 席
3	仁 科 英 一	出 席	1 0	笹 沢 武	出 席
4	茂 木 勲	出 席	1 1	市 村 千 恵 子	出 席
5	池 田 健 一 郎	出 席	1 2	朝 倉 謙 一	出 席
6	東 口 重 信	出 席	1 3	内 堀 恵 人	出 席
7	古 越 日 里	出 席	1 4	柳 澤 治	出 席

会 議 録 署 名 議 員	7 番 古 越 日 里
	8 番 古 越 弘

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	荻 原 謙 一
局 長 補 佐 兼 議 会 係 長	茂 木 康 生

説明のため出席した者の職氏名

町 長	茂 木 祐 司	副 町 長	中 山 悟
教 育 長	高 山 佐 喜 男	会 計 管 理 者	南 沢 一 人
総 務 課 長	古 越 敏 男	企 画 財 政 課 長	内 堀 豊 彦
税 務 課 長	清 水 成 信	教 育 次 長	荻 原 眞 一
町 民 課 長	小 平 嘉 之	保 健 福 祉 課 長	土 屋 和 明
産 業 経 済 課 長	武 者 建 一 郎	建 設 課 長 補 佐 兼 上 下 水 道 管 理 係 長	綱 川 英 男
消 防 課 長	尾 台 茂 美		
議 事 日 程	別 紙		
議 長 の 諸 報 告	別 紙		
会 議 事 件	別 紙		
会 議 の 経 過	別 紙		

第 4 回 定例会 会議録

平成 2 1 年 1 2 月 1 4 日 (月)

開 議 午前 1 0 時 0 0 分

○議長 (柳澤 治君) あらためまして、おはようございます。

これより、休会中の本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員は 1 4 名、全員の出席であります。

理事者側では、笠井吉一建設課長、忌引のため欠席する旨の届出があり、代理に
綱川英男建設課課長補佐が出席する旨、届出がありました。

ほかは全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

これより、委員長報告を求めます。

去る 1 2 月 4 日の本会議において、各常任委員会に付託となり、審議・審査願
いました議案、請願、陳情について、日程に従いまして各常任委員長から報告を願
います。

- - - 日程第 1 議案第 1 0 5 号 御代田町消防団員等公務災害補償条例の

一部を改正する条例案について - - -

○議長 (柳澤 治君) 日程第 1 議案第 1 0 5 号 御代田町消防団員等公務災害補償条
例の一部を改正する条例案について、委員長の報告を求めます。

笹沢 武総務福祉文教常任委員長。

(総務福祉文教常任委員長 笹沢 武君 登壇)

○総務福祉文教常任委員長 (笹沢 武君)

平成 2 1 年 1 2 月 1 4 日

御代田町議会議長 柳澤 治様

総務福祉文教常任委員長 笹沢 武

委員会審査報告書

議案第 1 0 5 号 御代田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

案について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第77条の規定により、報告します。

○議長（柳澤 治君） 以上で、総務福祉文教常任委員長からの報告を終わります。

ただいま総務福祉文教常任委員長から報告がありました、議案第105号についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第105号については、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第105号 御代田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案については、委員長報告のとおり決しました。

- - - 日程第2 議案第106号 平成21年度御代田町一般会計補正予算案

について - - -

○議長（柳澤 治君） 日程第2 議案第106号 平成21年度御代田町一般会計補正予算案について、委員長の報告を求めます。

笹沢 武総務福祉文教常任委員長。

（総務福祉文教常任委員長 笹沢 武君 登壇）

○総務福祉文教常任委員長（笹沢 武君）

平成 21 年 12 月 14 日

御代田町議会議長 柳澤 治様

総務福祉文教常任委員長 笹沢 武

委員会審査報告書

議案第 106 号 平成 21 年度御代田町一般会計補正予算案について

(総務福祉文教常任委員会付託分)

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第 77 条の規定により、報告します。

○議長(柳澤 治君) ただいま総務福祉文教常任委員長から報告がありましたが、本案については、町民建設経済常任委員会にも付託してありますので、町民建設経済常任委員会の中で報告事項がありましたら、委員長から報告願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

報告事項ないものと認めます。

以上で、各常任委員長からの報告を終わります。

ただいま、各常任委員長から報告がありました議案第 106 号についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 106 号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって議案第106号 平成21年度御代田町一般会計補正予算案については、
委員長報告のとおり決しました。

- - - 日程第3 議案第107号 平成21年度御代田町国民健康保険事業勘定
特別会計補正予算案について - - -
- - - 日程第4 議案第108号 平成21年度御代田町老人保健医療
特別会計補正予算案について - - -
- - - 日程第5 議案第109号 平成21年度御代田町介護保険事業勘定
特別会計補正予算案について - - -
- - - 日程第6 議案第110号 平成21年度御代田町後期高齢者医療
特別会計補正予算案について - - -

○議長（柳澤 治君） 日程第3 議案第107号 平成21年度御代田町国民健康保険
事業勘定特別会計補正予算案について、日程第4 議案第108号 平成21年度
御代田町老人保健医療特別会計補正予算案について、日程第5 議案第109号
平成21年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案について、日程第6
議案第110号 平成21年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案につ
いて、委員長の報告を求めます。

笹沢 武総務福祉文教常任委員長。

（総務福祉文教常任委員長 笹沢 武君 登壇）

○総務福祉文教常任委員長（笹沢 武君）

平成21年12月14日

御代田町議会議長 柳澤 治様

総務福祉文教常任委員長 笹沢 武

委員会審査報告書

議案第107号 平成21年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予
算案について

議案第108号 平成21年度御代田町老人保健医療特別会計補正予算案につ
いて

議案第109号 平成21年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案
について

議案第 1 1 0 号 平成 2 1 年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案に
ついて

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定
しましたから、会議規則第 7 7 条の規定により、報告します。

○議長（柳澤 治君） 以上で、総務福祉文教常任委員長からの報告を終わります。

ただいま、総務福祉文教常任委員長から報告がありました議案第 1 0 7 号から議
案第 1 1 0 号についてを、一括議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 1 0 7 号から議案第 1 1 0 号については、討論を省略し、直ちに一括して
採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、一括して採決いたします。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに、賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第 1 0 7 号 平成 2 1 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計
補正予算案について、議案第 1 0 8 号 平成 2 1 年度御代田町老人保健医療特別会
計補正予算案について、議案第 1 0 9 号 平成 2 1 年度御代田町介護保険事業勘定
特別会計補正予算案について、議案第 1 1 0 号 平成 2 1 年度御代田町後期高齢者
医療特別会計補正予算案については、委員長報告のとおり決しました。

- - - 日程第 7 議案第 1 1 1 号 平成 2 1 年度御代田町小沼地区簡易水道事業

特別会計補正予算案について - - -

- - - 日程第 8 議案第 1 1 2 号 平成 2 1 年度御代田町公共下水道事業

特別会計補正予算案について - - -

○議長（柳澤 治君） 日程第 7 議案第 1 1 1 号 平成 2 1 年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計補正予算案について、日程第 8 議案第 1 1 2 号 平成 2 1 年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案について、委員長の報告を求めます。
古越 弘町民建設経済常任委員長。

（町民建設経済常任委員長 古越 弘君 登壇）

○町民建設経済常任委員長（古越 弘君） 2 ページをお開きください。

平成 2 1 年 1 2 月 1 4 日

御代田町議会議長 柳澤 治様

町民建設経済常任委員長 古越 弘

委員会審査報告書

議案第 1 1 1 号 平成 2 1 年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計補正予算案について

議案第 1 1 2 号 平成 2 1 年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第 7 7 条の規定により、報告します。

○議長（柳澤 治君） 以上で、町民建設経済常任委員長からの報告を終わります。

ただいま町民建設経済常任委員長から報告がありました議案第 1 1 1 号、議案第 1 1 2 号についてを、一括議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 1 1 1 号、議案第 1 1 2 号については、討論を省略し、直ちに一括して採決に付したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、一括して採決いたします。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第111号 平成21年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計補正予算案について、議案第112号 平成21年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案については、委員長報告のとおり決しました。

- - - 日程第9 請願第1号 「所得税法第56条の廃止を求める意見書」

採択を求める請願について - - -

○議長(柳澤 治君) 日程第9 請願第1号 「所得税法第56条の廃止を求める意見書」採択を求める請願について、委員長の報告を求めます。

笹沢 武総務福祉文教常任委員長。

(総務福祉文教常任委員長 笹沢 武君 登壇)

○総務福祉文教常任委員長(笹沢 武君)

請願・陳情審査報告書

1. 審査の結果

(1) 採択とすべきもの

1. 件 名 請願第1号 「所得税法第56条の廃止を求める意見書」採択を求める請願

(12月4日の議会において付託)

意見書を提出すべきである。

本委員会においては、上記のとおり処理することを適当と認める旨決したので以上報告いたします。

平成21年12月14日

御代田町議会議長 柳澤 治様

総務福祉文教常任委員長 笹沢 武

○議長(柳澤 治君) 以上で、総務福祉文教常任委員長からの報告を終わります。

ただいま、総務福祉文教常任委員長から報告がありました請願第1号についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

請願第1号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

委員長報告は、請願第1号については採択とのことであります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、請願第1号「所得税法第56条の廃止を求める意見書」採択を求める請願については、委員長報告のとおり決しました。

- - - 日程第10 請願第2号 EPA・FTA推進路線の見直しを求め、

日米FTAの推進に反対する請願について - - -

○議長(柳澤 治君) 日程第10 請願第2号 EPA・FTA推進路線の見直しを求め、日米FTAの推進に反対する請願について、委員長の報告を求めます。

古越 弘町民建設経済常任委員長。

(町民建設経済常任委員長 古越 弘君 登壇)

○町民建設経済常任委員長(古越 弘君) 4ページをお開きください。

請願・陳情審査報告書

1. 審査の結果

(1) 採択とすべきもの

1. 件名 請願第2号 EPA・FTA推進路線の見直しを求め、日米FTA

Aの推進に反対する請願

(12月4日の議会において付託)

意見書を提出すべきである。

本委員会においては、上記のとおり処理することを適当と認める旨決したので以上報告します。

平成21年12月14日

御代田町議会議長 柳澤 治様

町民建設経済常任委員長 古越 弘

○議長(柳澤 治君) 以上で、町民建設経済常任委員長からの報告を終わります。

ただいま、町民建設経済常任委員長から報告がありました請願第2号についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

請願第2号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

委員長報告は、請願第2号については採択とのことであります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、請願第2号 EPA・FTA推進路線の見直しを求め、日米FTAの推進に反対する請願については、委員長報告のとおり決しました。

- - - 日程第11 請願第3号 30人学級の早期実現、教職員定数増を求める

意見書提出に関する請願について - - -

○議長（柳澤 治君） 日程第 1 1 請願第 3 号 3 0 人学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書提出に関する請願について、委員長の報告を求めます。

笹沢 武総務福祉文教常任委員長。

（総務福祉文教常任委員長 笹沢 武君 登壇）

○総務福祉文教常任委員長（笹沢 武君） 先ほど、ページ数を言いませんでしたけれども、3 ページをお開きください。

請願・陳情審査報告書

1 . 審査の結果

（ 1 ）採択とすべきもの

件 名 請願第 3 号 3 0 人学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書提出に関する請願

（ 1 2 月 4 日の議会において付託）

意見書を提出すべきである。

本委員会においては、上記のとおり処理することを適当と認める旨決したので以上報告いたします。

平成 2 1 年 1 2 月 1 4 日

御代田町議会議長 柳澤 治様

総務福祉文教常任委員長 笹沢 武

○議長（柳澤 治君） 以上で、総務福祉文教常任委員長からの報告を終わります。

ただいま総務福祉文教常任委員長から報告がありました請願第 3 号についての議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

請願第 3 号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

委員長報告は、請願第3号については採択とのことであります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、請願第3号 30人学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書提出に関する請願については、委員長報告のとおり決しました。

- - - 日程第12 請願第4号 長野県独自の30人規模学級の中学校全学年
への早期拡大と複式学級の解消、県独自に教職員配置増を

求める意見書提出に関する請願について - - -

○議長(柳澤 治君) 日程第12 請願第4号 長野県独自の30人規模学級の中学校
全学年への早期拡大と複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書提出
に関する請願について、委員長の報告を求めます。

笹沢 武総務福祉文教常任委員長。

(総務福祉文教常任委員長 笹沢 武君 登壇)

○総務福祉文教常任委員長(笹沢 武君) そのまま、3ページをお開きください。

請願・陳情審査報告書

1. 審査の結果

(1) 採択とすべきもの

件 名 請願第4号 長野県独自の30人規模学級の中学校全学年への
早期拡大と複式学級の解消、県独自に教職員配置増
を求める意見書提出に関する請願

(12月4日の議会において付託)

意見書を提出すべきである。

本委員会においては、上記のとおり処理することを適当と認める旨決しましたの
で以上報告いたします。

平成21年12月14日

御代田町議会議長 柳澤 治様

総務福祉文教常任委員長 笹沢 武

○議長（柳澤 治君） 以上で、総務福祉文教常任委員長からの報告を終わります。

ただいま総務福祉文教常任委員長から報告がありました請願第4号についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

請願第4号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

委員長報告は、請願第4号については採択とのことであります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、請願第4号 長野県独自の30人規模学級の中学校全学年への早期拡大と複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書提出に関する請願については、委員長報告のとおり決しました。

- - - 日程第13 陳情第1号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める陳情について - - -

○議長（柳澤 治君） 日程第13 陳情第1号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める陳情について、委員長の報告を求めます。

笹沢 武総務福祉文教常任委員長。

（総務福祉文教常任委員長 笹沢 武君 登壇）

○総務福祉文教常任委員長（笹沢 武君） そのまま、3ページをお開きください。

請願・陳情審査報告書

1. 審査の結果

（1）採択とすべきもの

件 名 陳情第 1 号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める陳情

(1 2 月 4 日の議会において付託)

意見書を提出すべきである。

本委員会においては、上記のとおり処理することを適当と認める旨決したので以上報告します。

平成 2 1 年 1 2 月 1 4 日

御代田町議会議長 柳澤 治様

総務福祉文教常任委員長 笹沢 武

○議長 (柳澤 治君) 以上で、総務福祉文教常任委員長からの報告を終わります。

ただいま総務福祉文教常任委員長から報告がありました陳情第 1 号についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「 なし 」 と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

陳情第 1 号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「 異議なし 」 と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

委員長報告は、陳情第 1 号については採択とのことであります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、陳情第 1 号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める陳情については、委員長報告のとおり決しました。

- - - 日程第 1 4 陳情第 2 号 国土交通省告示第 1 5 号に関する陳情について - - -

○議長 (柳澤 治君) 日程第 1 4 陳情第 2 号 国土交通省告示第 1 5 号に関する陳情

について、委員長の報告を求めます。

古越 弘町民建設経済常任委員長。

(町民建設経済常任委員長 古越 弘君 登壇)

○町民建設経済常任委員長(古越 弘君) 4ページをお開きください。

請願・陳情審査報告書

1. 審査の結果

(2) 趣旨採択とすべきもの

1. 件名 陳情第2号 国土交通省告示第15号に関する陳情

(12月4日の議会において付託)

本委員会においては、上記のとおり処理することを適当と認める旨決したので以上報告します。

平成21年12月14日

御代田町議会議長 柳澤 治様

町民建設経済常任委員長 古越 弘

○議長(柳澤 治君) 以上で、町民建設経済常任委員長からの報告を終わります。

ただいま、町民建設経済常任委員長から報告がありました陳情第2号についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

陳情第2号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

委員長報告は、陳情第2号については趣旨採択とのことであります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、陳情第2号 国土交通省告示第15号に関する陳情については、委員長報告のとおり決しました。

- - - 日程第15 陳情第3号 法人市町村民税における標準税率採用

に関する陳情について - - -

○議長（柳澤 治君） 日程第15 陳情第3号 法人市町村民税における標準税率採用に関する陳情について、委員長の報告を求めます。

笹沢 武総務福祉文教常任委員長。

（総務福祉文教常任委員長 笹沢 武君 登壇）

○総務福祉文教常任委員長（笹沢 武君） 3ページにお戻りください。

請願・陳情審査報告書

1. 審査の結果

（2）趣旨採択とすべきもの

1. 件名 陳情第3号 法人市町村民税における標準税率採用に関する陳情
（12月4日の議会において付託）

本委員会においては、上記のとおり処理することを適当と認める旨決したので以上報告します。

平成21年12月14日

御代田町議会議長 柳澤 治様

総務福祉文教常任委員長 笹沢 武

○議長（柳澤 治君） 以上で、総務福祉文教常任委員長からの報告を終わります。

ただいま総務福祉文教常任委員長から報告がありました陳情第3号についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

陳情第3号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

委員長報告は、陳情第3号については趣旨採択とのことであります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、陳情第3号 法人市町村民税における標準税率採用に関する陳情については、委員長報告のとおり決しました。

- - - 日程第16 意見案第1号 所得税法第56条の廃止を求める意見書案

について - - -

○議長(柳澤 治君) 日程第16 意見案第1号 所得税法第56条の廃止を求める意見書案についてを議題といたします。

意見書案の朗読をいたします。

荻原謙一 議会事務局長。

(議会事務局長 荻原謙一君 登壇)

○議会事務局長(荻原謙一君) 5ページをお開きください。

意見案第1号 所得税法第56条の廃止を求める意見書案について

上記意見書を、御代田町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出します。

平成21年12月14日

御代田町議会議長 柳澤 治様

提出者 御代田町議会議員 笹 沢 武

賛成者 御代田町議会議員 市 村 千恵子

御代田町議会議員 池 田 健一郎

6ページをお開きください。

所得税法第56条の廃止を求める意見書(案)

中小業者は、地域経済の担い手として、日本経済の発展に貢献してきました。そ

の中小零細業者を支えている家族従業者の「働き分」(自家労賃)は、税法上、所得税法第56条の「配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払は必要経費に算入しない」(条文要旨)により、必要経費として認められていません。

事業主の所得から控除される働き分は、配偶者の場合は86万円、家族の場合は50万円で、家族従業者はこのわずかな控除が所得とみなされるため、社会的にも経済的にも全く自立できない状況となっています。家業を一緒にやりたくてもできないことが、後継者不足に拍車をかけています。

税法上では青色申告にすれば、給料を経費にすることができますが、同じ労働に対して、青色と白色で差をつける制度自体が矛盾しています。

ドイツ、フランス、アメリカなど、世界の主要国では「自家労賃を必要経費」として認め、家族従業者の人格・人権、労働を正当に評価しています。日本でも税法上も、民法、労働法や社会保障上でも家族従業者の人権保障の基礎をつくるためにも、所得税法第56条の廃止が不可欠です。

よって、国においては所得税法第56条を廃止することを強く要望します。

記

1. 所得税法第56条を廃止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

長野県御代田町議会

提出先

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿

財務大臣 殿

以上です。

○議長(柳澤 治君) 本案について、趣旨説明を求めます。

笹沢 武総務福祉文教常任委員長。

(総務福祉文教常任委員長 笹沢 武君 登壇)

○総務福祉文教常任委員長(笹沢 武君) 所得税法第56条の廃止を求める意見書の趣旨説明を行います。

中小業者は、地域経済の担い手として、日本経済の発展に貢献してきましたが、その中小零細業者を支えている家族従業者の働き分は、所得税法第56条では「配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払は必要経費に算入しない」(条文要旨)により、必要経費として認められていません。

事業主の所得から控除される働き分は、配偶者の場合は86万円、家族の場合は50万円で、家族従業者はこのわずかな控除が所得とみなされるため、社会的にも経済的にも全く自立できない状況となっています。税法上では青色申告にすれば給料を経費にすることができますが、同じ労働に対して青色と白色で差をつける制度自体が矛盾しています。

世界の主要国では、「自家労賃を必要経費」として認め、家族従業者の人格・人権、労働を正当に評価しています。

日本でも、税法上も民法、労働法や社会保障上でも、家族従業者の人権保障の基礎をつくるためにも、所得税法第56条の廃止が不可欠です。

よって、国においては、所得税法第56条を廃止することを要望するため、本意見書を提出する次第です。議員各位にご賛同をよろしくお願い申し上げ、趣旨説明といたします。

○議長(柳澤 治君) 以上で、趣旨説明を終わります。

これより、意見書案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

意見案第1号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、意見案第1号 所得税法第56条の廃止を求める意見書案については、
原案のとおり決しました。

- - - 日程第17 意見案第2号 E P A ・ F T A 推進路線からの見直しを
求める意見書案について - - -

○議長（柳澤 治君） 日程第17 意見案第2号 E P A ・ F T A 推進路線からの見直しを
求める意見書案についてを議題といたします。

意見書案の朗読をいたします。

荻原謙一 議会事務局長。

（議会事務局長 荻原謙一君 登壇）

○議会事務局長（荻原謙一君） 7ページをお開きください。

意見案第2号 E P A ・ F T A 推進路線からの見直しを求める意見書案について
上記意見案を、御代田町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出
します。

平成21年12月14日

御代田町議会議長 柳澤 治様

提出者	御代田町議会議員	古 越	弘
賛成者	御代田町議会議員	武 井	武
	御代田町議会議員	茂 木	勲
	御代田町議会議員	小井土	哲 雄
	御代田町議会議員	野 元	三 夫

8ページをお開きください。

E P A ・ F T A 推進路線からの見直しを求める意見書（案）

F A O（国連食糧農業機関）は、先般飢餓人口が10億人を超えたことを公表し、
「金融危機が途上国を含む多くの国の農業に悪影響を及ぼし、食糧危機は、今後ますます深まる恐れがある」と警告している。農林水産省も「世界の食糧は、穀物等の在庫水準が低く、需要がひっ迫した状態が継続する。食糧価格は2006年以前に比べて高い水準で、かつ、上昇傾向で推移する」と分析している。

昨年、大暴騰以降、下落傾向にあった穀物の国際価格は再高騰傾向にある。

こうした中で、これまでの輸入化万能論の立場では、深刻な世界の食糧問題は解

決できない。それぞれの国が、主要食糧の増産を図り、食糧自給率を向上させる以外に解決の道はない。

こうした事態は、農産物貿易の全面自由化と生産刺激的な農業補助金の削減・廃止をも世界に押し付けるWTO路線の廃止を求めている。

また、WTO路線を前提にした2国間の・地域間の協定であるEPA・FTA路線の見直しが求められている。

よって、政府においては、EPA・FTA推進路線の転換をし、国内自給を高める方向に大きく踏み出すことを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成 年 月 日

長野県御代田町議会

提出先

内閣総理大臣 殿

農林水産大臣 殿

以上です。

○議長（柳澤 治君） 本案について、趣旨説明を求めます。

古越 弘町民建設経済常任委員長。

（町民建設経済常任委員長 古越 弘君 登壇）

○町民建設経済常任委員長（古越 弘君） EPA・FTA推進路線からの見直しを求める意見書の趣旨説明を行います。

FAO（国連食糧農業機関）は、先般、飢餓人口が10億人を超えたことを公表し、「金融危機が途上国を含む多くの国の農業に悪影響を及ぼし、食糧危機は今後、ますます深まる恐れがある」と警告しています。

また、農林水産省も、「世界の食糧は、穀物等の在庫水準が低く、需要がひっ迫した状態が継続する。食糧価格は2006年以前に比べ高い水準で、かつ、上昇傾向で推移する」と分析しています。

昨年大暴騰以来、下落傾向あった穀物の国際価格は、再高騰傾向にあり、これまでの輸入化万能論の立場では、深刻な世界の食糧問題は解決できず、それぞれの国が、主要食糧の増産を図り、食糧自給率を向上させる以外に解決の道がないと思われれます。

こうした事態は、農産物貿易の全面自由化と生産刺激的な農業補助金の削減・廃止をも世界に押し付けるWTO農業協定路線の廃止を求め、また、WTO路線を前提にした2国間の・地域間の協定であるEPA・FTA路線の見直しが求められています。

よって、政府においては、EPA・FTA推進路線の転換をし、国内自給を高める方向に大きく踏み出すことを求めるため、本意見書を提出する次第です。

議員各位にご賛同をよろしくお願いを申し上げ、趣旨説明といたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、趣旨説明を終わります。

これより、意見書案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

意見案第2号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、意見案第2号 EPA・FTA推進路線からの見直しを求める意見書案については、原案のとおり決しました。

- - - 日程第18 意見案第3号 30人学級の早期実現、教職員定数増

を求める意見書案について - - -

○議長（柳澤 治君） 日程第18 意見案第3号 30人学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書案についてを議題といたします。

意見書案の朗読をいたします。

荻原謙一 議会事務局長。

(議会事務局長 荻原謙一君 登壇)

○ 議会事務局長 (荻原謙一君) 9 ページをお開きください。

意見案第 3 号 30 人学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書案について
上記意見案を、御代田町議会会議規則第 14 条の規定により、別紙のとおり提出
します。

平成 21 年 12 月 14 日

御代田町議会議長 柳澤 治様

提出者 御代田町議会議員 笹 沢 武
賛成者 御代田町議会議員 市 村 千恵子
御代田町議会議員 古 越 日 里
御代田町議会議員 池 田 健一郎
御代田町議会議員 仁 科 英 一

10 ページをお開きください。

30 人学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書 (案)

今、学校をとりまく諸問題を解決するには、現行の「40 人学級定員」を引き下
げて少人数学級において、一人ひとりの子どもたちとの深い信頼関係に基づいた心
の通い合う教育をすることが不可欠である。すでに都道府県によっては、独自の財
政処置によって少人数学級を実施しているが、厳しい財政状況のおり国の責任で
30 人学級を実施していくことが求められている。

また、教職員がゆとりを持って子どもたちと触れ合うことができるようにするた
めに、教職員定数を大幅に増やすことが求められている。

政府は公務員の総人件費改革実行計画の中で、一般公務員とは別に教職員に対し
て一層の人件費削減を求めている。このため、平成 20 年度に引き続き平成 21 年
度も次期定数改善計画の実施が見送られてしまった。しかし、日本の教育予算は、
GDP 比に占める教育費の割合や教員一人あたりの児童生徒数などに見られるよ
うに、OECD 諸国に比べて脆弱と言わざるを得ない。児童生徒の実態に応じたき
め細かな対応ができるようにするためにも、「次期定数改善計画の早期策定」や「教
職員配置の更なる充実」が必要である。現在、30 人学級などの学級定員規模を縮
小する独自の措置が、多くの道府県や市町村で行われている。しかし、地方交付税
の削減もはじまり、今後の地方財政への圧迫も差し迫った問題となっている。

次代を担う子どもたちの健やかな成長のために、次の事項を実現するよう強く要望する。

記

1. 国の責任において早期に「30人学級定員」を実現することを含めた、次期定数改善計画を実施すること。また、自然減を上回る教職員定数の削減を行うことなく、学校現場に必要な教職員の人員・人材を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成 年 月 日

長野県御代田町議会

提出先

内閣総理大臣 殿

財務大臣 殿

文部科学大臣 殿

総務大臣 殿

以上です。

- 議長（柳澤 治君） 本案について、趣旨説明を求めます。

笹沢 武総務福祉文教常任委員長。

（総務福祉文教常任委員長 笹沢 武君 登壇）

- 総務福祉文教常任委員長（笹沢 武君） 30人学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書の趣旨説明を行います。

現在、学校や子どもたちをとりまく状況は、健やかな成長を願う保護者や、国民の願いにもかかわらず、心を痛めるような事態が少なからず起き、我々の地域でも決して例外ではありません。

こうした学校をとりまく諸問題を解決するには、現行の40人学級定員を引き下げ、少人数学級において一人ひとりの子どもたちとの深い信頼関係に基づいた心の触れ合う教育をすることが不可欠です。

すでに都道府県によっては、独自の財政措置によって少人数学級を実施していますが、厳しい財政状況のあり、国の責任で30人学級を実施していくことが必要であり、また、教職員がゆとりを持って子どもたちと触れ合うことができるようにするために、教職員定数を大幅に増やすことが求められています。そういった中、次

代を担う子どもたちの健やかな成長のために、国の責任において早期に30人学級定員を実現することを含めた次期定数改善計画を実施し、自然減を上回る教職員定数の削減を行うことなく、学校現場に必要な教職員の人員・人材を確保することを要請するため、本意見書を提出する次第です。

議員各位にご賛同をよろしくお願い申し上げます、趣旨説明といたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、趣旨説明を終わります。

これより、意見書案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

意見案第3号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、意見案第3号 30人学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書案については、原案のとおり決しました。

- - - 日程第19 意見案第4号 長野県独自の30人規模学級の中学校全学年

への早期拡大と県独自に教職員配置増を求める意見書案について - - -

○議長（柳澤 治君） 日程第19 意見案第4号 長野県独自の30人規模学級の中学校全学年への早期拡大と県独自に教職員配置増を求める意見書案についてを議題といたします。

意見書案の朗読をいたします。

荻原謙一 議会事務局長。

（議会事務局長 荻原謙一君 登壇）

○議会事務局長（荻原謙一君） 11ページをお開きください。

意見案第4号 長野県独自の30人規模学級の中学校全学年への早期拡大と県
独自に教職員配置増を求める意見書案について

上記意見案を御代田町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出し
ます。

平成21年12月14日

御代田町議会議長 柳澤 治様

提出者	御代田町議会議員	笹 沢 武
賛成者	御代田町議会議員	市 村 千恵子
	御代田町議会議員	古 越 日 里
	御代田町議会議員	池 田 健一郎
	御代田町議会議員	仁 科 英 一

12ページをお開きください。

長野県独自の30人規模学級の中学校全学年への早期拡大と県独自に教職員
配置増を求める意見書（案）

今、学校や子どもたちをとりまく状況は、健やかな成長を願う保護者や国民の願
いにもかかわらず、不登校やいじめ、「荒れ」、さらには学級崩壊など、心をいため
る事態が進行し、このことは我々の地域といえども決して例外とは言えない状況に
なっている。

2002年度から県独自に実施した「30人規模学級」は、一人ひとりの子ども
たちとの深い信頼関係に基づいた心の通い合う教育のために不可欠な措置であり、
県独自の施策に深く敬意を表するところである。2005年度からは小学校4年生
まで県費で措置が拡大され、2009年度からは県単独措置による小学校全学年で
の30人規模学級が実現しました。どの子にもゆきとどいた教育を保障する観点か
ら、さらに中学校の全学年において同様の施策が早期に実施されることが求められ
ている。

教職員がゆとりを持って子どもたちと触れ合うことができるようにするために、
県独自に教職員配置を大幅に増やすことが求められている。

次代を担う子どもたちの健やかな成長のために次の事項を実現するよう、強く要
望する。

記

1．県独自の「30人規模学級」を中学校全体へ早急に拡大すること。

2．県独自による教職員配置の大幅増を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成 年 月 日

長野県御代田町議会

提出先

長野県知事 殿

以上です。

○議長（柳澤 治君） 本案について趣旨説明を求めます。

笹沢 武総務福祉文教常任委員長。

（総務福祉文教常任委員長 笹沢 武君 登壇）

○総務福祉文教常任委員長（笹沢 武君） 長野県独自の30人規模学級の中学校全学年への早期拡大と県独自に教職員配置増を求める意見書の趣旨説明を行います。

2002年度から県独自に実施した「30人規模学級」は、一人ひとりの子どもたちとの深い信頼関係に基づいた心の通い合う教育のために不可欠な措置であり、県独自の施策に深く敬意を表すところであります。2005年度から小学4年生まで県費で措置が拡大され、2009年度からは県単独措置による小学校全学年での30人規模学級が実現しました。どの子にもゆきとどいた教育を保障する観点から、さらに中学校の全学年において同様の施策が早期に実施されることが求められています。

また、教職員がゆとりを持って子どもたちと触れ合うことができるようにするために、県独自に教職員配置を大幅に増やすことが求められています。

次代を担う子どもたちの健やかな成長のためにも県独自の30人規模学級を中学校全体へ早期に拡大し、教職員配置の大幅増を実現することを要望するため、本意見書を提出する次第です。

議員各位にご賛同をよろしくお願い申し上げ、趣旨説明といたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で趣旨説明を終わります。

これより意見書案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

意見案第4号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、意見案第4号 長野県独自の30人規模学級の中学校全学年への早期拡大と県独自に教職員配置増を求める意見書案については、原案のとおり決しました。

- - - 日程第20 意見案第5号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書案

について - - -

○議長(柳澤 治君) 日程第20 意見案第5号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書案についてを議題といたします。

意見書案の朗読をいたします。

荻原謙一 議会事務局長。

(議会事務局長 荻原謙一君 登壇)

○議会事務局長(荻原謙一君) 13ページをお開きください。

意見案第5号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書案について

上記意見案を御代田町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出します。

平成21年12月14日

御代田町議会議長 柳澤 治様

提出者 御代田町議会議員 笹 沢 武

賛成者 御代田町議会議員 市 村 千恵子

御代田町議会議員 古 越 日 里

御代田町議会議員 東 口 重 信

御代田町議会議員 池 田 健一郎

御代田町議会議員 仁 科 英 一

14ページをお開きください。

核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書（案）

ノーモア・ヒロシマ、ノーモア・ナガサキ、ノーモア・ヒバクシャ。この訴えは、核兵器廃絶と恒久平和を願う私たちの被爆国民の心からの叫びである。

しかし、核兵器は未だに世界に約2万1千発も存在し、核兵器の脅威から、今なお人類は解放されていない。

2000年の核拡散防止条約（NPT）再検討会議では、全面的な核兵器廃絶を約束したはずが、2005年の同会議では実質合意ができず、核軍縮はもとより核不拡散体制そのものが危機的状況に直面している。

米国、ロシア、英国、フランス、中国の核保有五カ国に加え、NPT未加盟のインド、パキスタンは核兵器を保有し、さらに事実上の保有国であるイスラエル、核兵器開発に繋がるウランを濃縮・拡大するイラン、そして核実験した北朝鮮の動向などは、核不拡散体制を大きく揺るがしている。

よって、政府においては、核兵器の廃絶と恒久平和実現のため、被爆65周年を迎える2010年に開かれる核拡散防止条約（NPT）再検討会議に向けて、実効ある核兵器廃絶の合意がなされるべき核軍縮・不拡散外交に強力に取り組まれることを要請する。

記

1. 政府は、国是である非核三原則を堅持するとともに、平和市長会議が提唱する2020年度までに核兵器の廃絶をめざす「2020ビジョン」を支持し、その実現に向けて取り組むこと。
2. 非核兵器地帯構想が世界平和の維持に重要な意義を有していることに考慮し、世界各地に非核兵器地帯条約が実現するよう国際的努力を行うこと。とくに、朝鮮半島と日本を含めた北東アジア非核兵器地帯構想を早急に検討すること。
3. 核拡散防止条約（NPT）の遵守及び加盟促進、包括的核実験禁止条約（CTBT）早期発効、核実験モラトリアムの継続、兵器用核分裂性物質生産禁止条約（カットオフ条約）の交渉開始と早期妥結に全力で取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成 年 月 日

長野県御代田町議会

提出先

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿

外務大臣 殿

以上です。

○議長（柳澤 治君） 本案について趣旨説明を求めます。

笹沢 武総務福祉文教常任委員長。

（総務福祉文教常任委員長 笹沢 武君 登壇）

○総務福祉文教常任委員長（笹沢 武君） 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書の趣旨説明を行います。

ノーモア・ヒロシマ、ノーモア・ナガサキ、ノーモア・ヒバクシャ、この訴えは、核兵器廃絶と恒久平和を願う私たち被爆国民の心からの叫びであります。

しかし、核兵器は未だに数多く存在し、核を保有する国が増え、また、核兵器を開発する動きがあるなど、核兵器の脅威から人類は解放されていません。

核軍縮はもとより、核不拡散体制そのものが危機的状況に直面している状況にあります。

こうした中、オバマ大統領のプラハでの「核兵器のない世界」の演説、米口首脳会談における戦略核兵器の削減の合意など、核兵器の廃絶に向けた明るい兆しも見えてきました。

よって、いまこそ政府においては、核兵器の廃絶と恒久平和実現のため、被爆65周年を迎える2010年に開かれる核拡散防止条約（NPT）再検討会議に向けて、実効ある核兵器廃絶の合意がなされるべく核軍縮・不拡散外交に強力に取り組まれることを要望するため、本意見書を提出する次第であります。

議員各位にご賛同をよろしくお願い申し上げ、趣旨説明といたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で趣旨説明を終わります。

これより意見書案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

意見案第5号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、意見案第5号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書案については、
原案のとおり決しました。

- - - 日程第21 意見案第6号 電源立地地域対策交付金制度の交付期間

延長等を求める意見書案について - - -

○議長(柳澤 治君) 日程第21 意見案第6号 電源立地地域対策交付金制度の交付
期間延長等を求める意見書案についてを議題といたします。

意見書案の朗読をいたします。

荻原謙一 議会事務局長。

(議会事務局長 荻原謙一君 登壇)

○議会事務局長(荻原謙一君) 15ページをお開きください。

意見案第6号 電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書
案について

上記意見案を御代田町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出し
ます。

平成21年12月14日

御代田町議会議長 柳澤 治様

提出者 御代田町議会議員 笹 沢 武

賛成者 御代田町議会議員 市 村 千恵子
御代田町議会議員 古 越 日 里
御代田町議会議員 東 口 重 信
御代田町議会議員 池 田 健一郎
御代田町議会議員 仁 科 英 一

16 ページをお開きください。

電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書（案）

電源立地地域対策交付金の水力発電施設周辺地域交付金相当部分（水力交付金）は、水力発電ダムに関わる発電用施設周辺地域住民の福祉の向上と電源立地の円滑化に資することを目的に創設されたものであり、関係市町村では、この水力交付金を活用し、防火水槽や防災無線等の公共施設の整備、診療所や保育園の運営費等への充当による住民生活の利便性向上を図っているところである。

しかしながら、現在の制度では、交付対象市町村の多くが、まもなく最長交付期間の30年を迎えることとなるが、その場合、水力発電施設の円滑な運転継続や新規の電源立地に支障を生ずることが危惧される。

豊富な水資源に恵まれたわが国において、水力発電は、原子力発電や火力発電に比べ、環境への負荷が少なく、再生可能なエネルギーとして、これまで電力の安定供給に大きく寄与してきたが、その背景には水力発電施設の建設に協力してきた関係市町村の貢献があることを十分認識すべきである。

よって、国におかれては、平成22年度末をもって多くの関係市町村で交付期限を迎える水力交付金について、過去30年間にわたる交付実績や、今後とも安定的な水力発電を維持する必要性があること等を考慮の上、平成23年度以降は恒久的な制度とすること、及び原子力発電交付金との格差を踏まえた交付金の最高限度額及び最低保証額の引き上げなど交付条件の改善や事務手続きの簡素化を図られることを要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成 年 月 日

長野県御代田町議会

提出先

経済産業大臣 殿

財 務 大 臣 殿

総 務 大 臣 殿

以上です。

○議長（柳澤 治君） 本案について、趣旨説明を求めます。

笹沢 武総務福祉文教常任委員長。

（総務福祉文教常任委員長 笹沢 武君 登壇）

○総務福祉文教常任委員長（笹沢 武君） 最後の趣旨説明になりました。

電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書の趣旨説明を行います。

電源立地地域対策交付金の水力発電施設周辺地域交付金相当部分は、水力発電ダムに関わる発電用施設周辺地域住民の福祉の向上と電源立地の円滑化に資することを目的に創設され、当町でもこの水力交付金を活用し、公共施設の整備、保育園の運営費等への充当により、住民生活の利便性向上を図ってきています。

しかしながら、現在の制度では、当町を始め交付対象市町村の多くがまもなく最長交付期間の30年を迎えることとなり、水力発電施設の円滑な運転継続や新規の電源立地に支障を生ずることが危惧されます。

豊富な水資源に恵まれたわが国において、水力発電は、原子力発電や火力発電に比べ、環境への負荷が少なく、再生可能なエネルギーとして、これまで電力の安定供給に大きく寄与しており、その背景には水力発電施設の建設に協力してきた関係市町村の貢献があることを十分認識すべきです。

よって、国においては、平成22年度をもって多くの関係市町村で交付期限を迎える水力交付金について、過去30年間にわたる交付実績や、今後とも安定的な水力発電を維持する必要があること等を考慮の上、平成23年以降は恒久的な制度とすること、及び原子力発電交付金との格差を踏まえた交付金の最高限度額及び最低保証額の引き上げなど交付条件の改善や事務手続きの簡素化を図られることを要望するため、本意見書を提出する次第であります。

議員各位にご賛同をよろしくお願い申し上げ、趣旨説明といたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、趣旨説明を終わります。

これより意見書案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

意見案第6号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、意見案第6号 電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書案については、原案のとおり決しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。

これにて閉会にいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

- - - 町長あいさつ - - -

○議長(柳澤 治君) 閉会に先立ち、町長よりあいさつを求めます。

茂木祐司町長。

(町長 茂木祐司君 登壇)

○町長(茂木祐司君) 12月定例議会の閉会にあたりまして、ひと言ごあいさつを申し上げさせていただきます。

議員の皆さまには、11日間にわたり慎重にご審議をいただきまして、大変ご苦労さまでした。

本議会にご提案させていただきましたすべての案件について、ご決定をいただきましたことに、心より感謝を申し上げます。

議員の皆さまから本議会の中でいただきました貴重なご意見やご提案、またご指摘に真摯に耳を傾けて、今後の行政運営に努めてまいりたいと考えております。大変ありがとうございました。

今年もあと半月を残すばかりとなりました。今年一年を振り返ってみますと、日本という国の将来、あるいは国民の皆さまの暮らしという視点から見ましても、乗り越えなければならない2つの極めて大きな課題に直面をしました。1つは、世界と日本を襲った長期にわたる経済不安と不況の嵐です。2つ目は、政権交代によって誕生した新政権のもとで、この国がどこに進もうとしているのかが見えない不安要素と、新政権のもとでの改革に対する期待という側面です。

我々地方自治体にとっては、いかなる事態のもとでも地方自治を守り、町民の皆さまの暮らしと地域経済を守るという最重要課題に全力を尽くさなければなりません。そのことを再認識した一年でもありました。

議員の皆さまには、今後とも町行政に対するご支援、ご協力をいただきますようお願いを申し上げますとともに、年末を迎えて何かとお忙しい時期でもありますので、健康に十分ご留意いただきまして、議員の皆さまにとっても町民の皆さまにとっても、明るく爽やかな新年を迎えられますようご祈念を申し上げまして、あいさつとさせていただきます。

大変ありがとうございました。

- - - 閉 会 - - -

○議長（柳澤 治君） これにて、平成21年第4回御代田町議会定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

閉 会 午前11時23分

上記は書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するために署名する。

議 長

議 員

議 員